

電気通信紛争処理委員会（第135回）議事録

1 日時

平成25年6月26日（水）午前9時58分から午後10時15分まで

2 場所

第1会議室（総務省10階）

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

坂庭 好一（委員長）、湊上 玲子（委員長代理）、荒川 薫、尾畑 裕、
山本 和彦（以上5名）

(2) 事務局

岡崎 俊一 事務局長、川村 一郎 参事官、佐々木 洋 紛争処理調査官、
武藤 聖 上席調査専門官

4 議題及び議事概要

- (1) 株式会社ひのきから申請された再放送同意の裁定に係る総務大臣からの諮問に関する審議【一部非公開】

平成25年1月30日付け諮問第9号により総務大臣から諮問があった事案について、審議した結果、答申を取りまとめ、6月26日付けで答申を行うこととした。

※ 議題(1)については、会議を公開することにより、当事者の権利利益を害するおそれがあるため、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき、非公開で開催し、同規程第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、会議の議事録及び使用した資料を非公開とする。ただし、答申部分につき公開とする。

5 議事内容

<開会【非公開】>

※ この部分については、非公開にて開催した。

＜審議【非公開】＞

※ この部分については、非公開にて開催した。

＜審議【公開】＞

【坂庭委員長】 それでは、株式会社ひのきから申請された再放送同意の裁定に係る総務大臣からの諮問に関する審議を行わせていただきます。本件は、本年1月30日付けで、総務大臣から本委員会に諮問をいただき、その後、当委員会において審議を行い、本日までで答申（案）を作成したものです。

それでは、審議に入らせていただきます。

前回までの議論を踏まえまして、事務局のほうで答申の案を作ってください、委員の皆様には、事前にお示ししてございます。事務局から答申（案）を読み上げていただきますが、大部になってございますので、別紙については読み上げを省略させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、お願い致します。

【佐々木紛争処理調査官】 では、資料(諮)9-29でございます。答申書の案でございます。中ほどの答申書から読み上げをさせていただきます。

答申書、平成25年1月30日付け諮問第9号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記、株式会社ひのきの再放送同意裁定申請については、以下のとおり裁定することが適当である。

1 読賣テレビ放送株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を株式会社ひのきが再放送することに同意しなければならない。

(1) 再放送しようとするテレビジョン放送、大阪放送局のデジタルテレビジョン放送。

(2) 再放送の業務を行おうとする区域、徳島県板野郡松茂町及び北島町の各全域。

(3) 再放送の実施の方法、上記(1)のテレビジョン放送の全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送するとともに、再放送に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に利用しないこと。なお、上記(1)のテレビジョン放送の再放送は区域外再放送となるため、株式会社ひのきは、受信者が視聴する際に混乱が生じないように再放送に利用するチャンネルの配置等について配慮すること。

2 読賣テレビ放送株式会社は、株式会社ひのきが再放送の業務を行おうとする区域のうち徳島県板野郡上板町の区域（別添のとおり）については、同社のテレビジョン放送を

株式会社ひのきが再放送することに同意しなければならないとは認められない。

ただし、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、同意をしないこととする場合においても、読売テレビ放送株式会社が一定期間の経過措置（激変緩和措置）を講ずる必要があり、総務大臣においては、裁定を行うに当たり、適切な経過措置の期間を定めたいうえで当該経過措置が講じられることを確保すべきであることを付言する。

以上でございます。

【坂庭委員長】 ありがとうございます。

ただいま読み上げていただいた答申（案）の内容ですが、これについて、審議をお願いしたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

（異議なしとの声）

【坂庭委員長】 よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日付けで今の答申（案）をもって、これを総務大臣に答申することとさせていただきます。

<閉会【公開】>

【坂庭委員長】 本日の委員会は、以上で終わりにしたいと存じます。これで、135回委員会を終了と致します。どうもありがとうございました。

-以上-